

東大阪市選挙管理委員会告示第6号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により選挙人名簿の登録をしたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項並びにこれを準用する同法第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項及び市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第5条第30項において準用する場合を含む。）の規定により、東大阪市における選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1、6分の1及び3分の1の数を告示する。

令和8年9月1日

東大阪市選挙管理委員会

委員長 平 田 正 造

50分の1の数

7, 930

6分の1の数

66, 083

3分の1の数

132, 166